

特定個人情報保護委員会の組織理念
～マイナンバーの適正な取扱いのために～

平成26年6月5日
特定個人情報保護委員会

特定個人情報保護委員会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき設置された合議制の機関です。その使命は、独立した専門的見地から、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な活動を行うことです。私たちは、これを十分認識し職務を遂行すべく、ここに組織理念を掲げます。

1 国民の信頼を得るための特定個人情報保護評価

マイナンバーを利用する行政機関等が、総合的なリスク対策を自ら評価し公表する制度（特定個人情報保護評価）を推進します。これにより、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、マイナンバー制度に対する国民の信頼の確保を目指します。

2 特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督

行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適正に行うよう監視・監督活動を行います。マイナンバーの有用性に配慮しつつ、指導・助言、検査を行うなど適切な執行を目指します。

3 多様な観点からの検討と分かりやすい情報発信

施策や規則の策定に当たっては、各方面の意見を聴きながら、多様な観点から検討を行います。また、分かりやすい情報を広くタイムリーに提供し、特定個人情報保護についての広報・啓発に取り組みます。

4 国際的な動向を視野に入れた取組

経済・社会活動のグローバル化に対応するため、国際協力関係の構築を視野に海外の個人情報保護機関との情報共有に努めます。また、諸外国の制度・執行に関する調査・研究に取り組みます。

5 高い専門性を維持するための多様な人材の活用と育成

職務の遂行に当たって、職員の多様な専門性や知見を活用するとともに、法制度・執行・国際連携等各分野の専門性を高めるための人材の育成に取り組みます。